

令和3年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 令和3年12月10日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村 亮	9番 鈴木吉信
2番 新井田 順一	7番 田崎 信二	10番 齋藤正志
3番 伊藤 純	8番 荒明正一	11番 伊藤昭一
5番 岩淵清幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 横井伸也
副町長 矢部良一	みらい創生課長 天野美穂
総務課長 菊地淳一	保育所長 佐藤清子
出納室長 新井田理恵	教育長 神田順一
町民課長 杉原 満	教育課長 金子佳弘
地域振興課長 鈴木秀文	公民館長 田崎 治

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵 主 査 木須良行

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	議案第91号	専決処分の承認を求めることについて（専決第18号令和3年度一般会計補正予算）
日程第2	議案第92号	柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第93号	柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 4 議案第 94号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 95号 柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 96号 令和3年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 97号 令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 98号 令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 99号 令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第100号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 報告第 9号 専決処分の報告について（専決第17号損害賠償の額の決  
定及び和解について）
- 日程第12 議員提出議案第5号 柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 議案第101号 令和3年度柳津町一般会計補正予算
- 追加日程第2 議案第102号 工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、議案第91号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第91号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度一般会計補正予算について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

議案第91号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

専決第18号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算の補正となります。

第1条では、歳入歳出それぞれ453万2,000円を追加し、それぞれ41億1,750万9,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫補助金、総合費国庫補助金で453万2,000円の増であります。こちらにつきましては、地方創生臨時交付金ということで、町内事業者の支援に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

商工費、商工費、商工振興費で620万円の増であります。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症によりまして影響を受けました町内の事業所を支援するため、売上げの減少率に応じまして8万円と10万円を支給するものでございます。

予備費で166万8,000円を減額して調整しております。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第91号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第92号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第92号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明

いたします。

本案は、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律に統合する改正が行われることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第92号柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

柳津町個人情報保護条例の一部を次のように改めるものであります。

第2条第3項中の改正につきましては、令和4年4月1日で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、引用する法律名を「個人情報の保護に関する法律」に改め、参照する条項についても「第2条第3項」を「第2条第2項」に改めるものであります。

次に、第19条の2中に「総務大臣」とあるのを「内閣総理大臣」に改めるとともに、条項のずれを修正する内容となっております。

なお、附則として、条例は公布の日から施行し、改正後の第19条の2の規定は令和3年9月1日から適用し、第2条第3項の改正規定については令和4年4月1日から施行するものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第92号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり

決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第3、議案第93号「柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第93号「柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第93号柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるとありますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、参照している条項にずれが生じたため改正するものであります。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第1条及び第5条の規定は令和3年9月1日から適用するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第93号「柳津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第94号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第94号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第94号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足して説明申し上げます。

14ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1同農地利用最適化推進委員の項の次に次のように加える。教育委員会委員、年額15万2,300円でございます。これにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、教育委員会の委員を特別職の非常勤職員から除外しまして要綱での運用を行っておりました。調査の結果、教育委員会委員につきましては非常勤職員として継続していることが判明しましたので、新たに条例に追加する改正を行うものでございます。

その下でございます。別表第1に次のように加える。学校運営協議会委員、日額7,000円でございます。これにつきましては、教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受けまして、柳津町に学校運営協議会、コミュニティ・スクールを設置することに伴いまして、学校運営協議会委員の報酬を条例に追加する改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

以上で、補足して説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第94号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第5、議案第95号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第95号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案第95号柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

16ページをお開きください。

今回の柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

第7条につきましては、被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金について定めているものであります。現行、出産育児一時金が40万4,000円、産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合につきましては、1万6,000円の掛金を加算し総額42万円を支給しております。今回の改正におきましては、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられ、その見直しを踏まえて、出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に引き上げることによりまして、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金を合算した支給総額を現行の42万円に維持するものであります。

附則といたしまして、第1条、施行日は令和4年1月1日とするものであります。

経過措置といたしまして、第2条、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金につきましては、従前の例によるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第95号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第6、議案第96号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」

日程第7、議案第97号「令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第8、議案第98号「令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第9、議案第99号「令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第96号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第97号「令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の減額補正並びに施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第98号「令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第99号「令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第96号から議案第99号まで補足してご説明申し上げます。

議案第96号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算の補正となります。

第1条では、歳入歳出それぞれ5,458万6,000円を追加し、それぞれ41億7,209万5,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

まず、広域消防負担金事業、緊急防災・減災事業債であります。補正後の限度額につき

ましては180万円ということで、補正前より80万円の減額となっております。主なものとして、ましては、当初、緊急防災・減災事業債のほうで見ておりました水槽付消防ポンプ自動車整備分が該当しなくなったということで、それを過疎債のほうへ振替したことによる減となっております。

次に、公共施設再編事業でございますが、こちらは4,000万円ということで補正前より870万円増となっております。こちらのほうは、公共施設再編事業費の増額に伴う増額となっております。

次に、広域消防負担金事業でございますが、860万円ということで当初より170万円減額となっております。こちらの主なものとして、会津美里消防署の新築工事分の負担金がありますが、過疎債の算定におきまして県との協議をした結果、起債の対象額の見直しがなされ減額するものでございます。

次に、柳津運動公園施設改修事業でございますが、270万円ということで補正前より380万円の減となっております。こちらについては、B&Gプールのトイレ改修工事につきまして今年度見送ることとしたため減額をするものでございます。

次に、塵芥車整備事業では、1,420万円ということで220万円の減となっております。こちらのほうは、ごみ収集車の購入額が確定したことによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

ライスセンター整備助成金事業であります、1,140万円ということで350万円の減となっております。こちらにもライスセンターの設備更新に係ります事業費確定による減ということでございます。

次に、緊急浚渫推進事業では1,130万円ということで370万円ほど増となっておりますが、こちらのほうは竜蔵庵川の浚渫工事費の増額に伴う増ということでございます。

10ページをお願いいたします。

歳入になります。

まず、町税、町民税、個人でございますが、492万5,000円の減でございます。こちらにつきましては、今後の個人町民税の見込みを立て現予算と比較したところ、減額の補正をお願いするものでございます。

次に、町税、固定資産税、固定資産税で558万2,000円の増であります。こちらにつきましては、今後の固定資産税の見込みを立てたところ、見込みの増によりまして増額の補正をお願いするものでございます。

次に、分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金で61万6,000円の増であります。こちらにつきましては、農地等災害復旧事業受益者分担金の実績に基づきます増額ということでございます。

次に、使用料及び手数料、使用料、教育使用料で146万5,000円の減でございますが、こちらにつきましては、今後の美術館入館料の見込みを立てたところ、収入見込みの減によりまして減額の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で6,000円の増であります。こちらは児童手当の令和2年度の実績確定によりまして追加交付されるものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で153万5,000円の増であります。まず、総務管理費補助金で120万8,000円の増につきましては、地方創生臨時交付金の交付決定による増、戸籍住民基本台帳費補助金で32万7,000円の増につきましては、マイナンバーカードの申請受付、交付に係ります人件費分につきまして追加交付が見込まれるものでございます。

次に、民生費国庫補助金で2,301万9,000円の増であります。まず、子育て特別給付金事業補助金で2,259万6,000円の増でございます。こちらのほうは、18歳以下の子供に対しまして10万円の給付を行う事業費に対する補助金ということでございます。なお、今回、計上分につきましては、現金5万円の給付分と事務費分ということでございます。

それから、子ども・子育て支援事業費補助金で42万3,000円の増につきましては、児童手当制度改正に伴いますシステム改修分に係る補助金でございます。

次に、衛生費国庫補助金で988万1,000円の増であります。こちらのほうは、コロナウイルスワクチンの3回目の接種に係る補助金の増でございます。

次に、商工費国庫補助金で177万4,000円の増であります。こちらは地域情報発信交付金ということで、地域の魅力向上や情報発信に係る事業に対する補助金でございます。

次に、消防費国庫補助金で96万5,000円の増であります。こちらのほうは、歳出に出ています。消防団の消火活動に必要となってくる資機材の整備に係る補助金でございます。

12ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費県負担金で1,000円の増でございますが、こちらは児童手当に係る分で令和2年度の実績確定により追加交付されるものでございます。

次に、県支出金、県補助金、民生費県補助金で25万9,000円の増であります。こちらにつきましては、ひとり親家庭医療費助成事業の実績見込みの増による増額補正をお願いするも

のでございます。

次に、衛生費県補助金で121万2,000円の減であります。まず、市町村フッ化物洗口事業費補助金については、今年度補助対象外になったということで減額をするものです。その下の市町村先駆的健康づくり実施支援事業補助金120万円の減につきましては、タニタの健康プログラム事業が公民館のサポート事業に該当したということで、予算の組替えを行ったものによる減額でございます。

次に、農林水産業費県補助金で52万3,000円の増であります。まず、中山間地域等直接支払補助金については事業費の増に伴う補助金の増、その下の多面的機能支払交付金につきましては、対象面積の変更によります交付金の減でございます。産地生産力強化総合対策事業補助金につきましても、事業費の確定による補助金の減ということでございます。

次に、商工費県補助金で500万円の減であります。こちらは、当初予算で再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギーの地産地消の推進ということで事業費を計上しておりましたが、メーカーの事業撤退等によりまして今年度の事業を見送ることとなったため、減額をお願いするものでございます。

次に、教育費県補助金で245万円の増につきましては、衛生費の県補助金から予算の組替えを行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。13ページになります。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入で85万4,000円の増であります。公用車処分売払収入ということで歩道用の除雪機の売払確定による増、それから、夢ハーベスト藤のほうに貸与しているコンバイン1台が使用できなくなったということで、鉄くず代として売り払ったものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金1,800万円の増であります。こちらについては、今回の補正予算全体を見たときに、どうしても財源が不足する分につきまして財調の取崩しをお願いするものでございます。

次に、諸収入、雑入、雑入で132万3,000円の増であります。

まず、海洋センター助成事業につきましては、B&Gプールの修繕に係る助成率が15%上がったということで20万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、多面的機能支払交付金返還金ということで85万9,000円の増であります。令和元年度・令和2年度分で対象面積が減少したことによる交付金の返還金となっております。

その下の教室参加料につきましては、公民館事業の中止等による参加料の減、一番下の新

型コロナウイルスワクチン接種料47万1,000円の増につきましては、集団接種に係る住所地  
外接種者分に係る接種料ということでございます。

14ページをお願いいたします。

町債、町債、まず総務債でございますが、870万円の増であります。こちらのほうは、公  
共施設再編事業債ということで、支所地区の公共施設再編事業費の増に伴う過疎債の増額を  
お願いするものでございます。

次に、土木債で370万円の増であります。緊急浚渫推進事業債ということで、河川の浚  
渫工事費の増額に伴います起債の増額をお願いするものでございます。

消防債で250万円の減であります。まず、過疎対策事業債で170万円の減につきましては、  
主に会津美里消防署の新築工事分の負担金において起債対象額の見直しによるものでござい  
ます。緊急防災・減災事業債で80万円の減につきましては、主に水槽付消防ポンプ自動車の  
整備に係る負担金でございますが、緊急防災・減災事業債のほうに該当しないということで  
減額をするものでございます。

教育債で380万円の減でございますが、こちらは柳津運動公園施設改修事業債ということで、  
B & G プールの事業費の減による減額をお願いするものでございます。

衛生債では220万円の減でございますが、ごみ収集車の購入確定によります減でございます。

農林水産業債で350万円の減でございますが、ライスセンターの設備更新に係る補助金の  
確定による減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、企画費で29万6,000円の減であります。まず、報酬につきましては、  
会計年度任用職員の報酬の見込み増による分でございます。給料と職員手当につきましては、  
10月1日付の人事異動に伴う増と減でございます。

次に、支所及出張所費で2,009万9,000円の増であります。役務費の6,000円と負担金及び  
交付金8万8,000円の増につきましては、支所周辺整備工事で路線バスの車庫を整備しまし  
たが、その脇に洗車ができるように水道を引いたということで、その設計手数料、それから  
水道加入負担金となっております。工事請負費の施設取壊工事443万4,000円の増につきま  
しては、旧西山診療所の解体工事と旧西山保育所の解体工事に伴う工事費の増であります。増  
額の主な理由としましては、当初の設計段階である程度のアスベストの処分に係る経費を見  
ておりましたけれども、隠れていた部分や想定していなかった部分にアスベストが多く含ま

れておりまして、面積や総量、運搬経費などが増加したため、補正をお願いするものでございます。その下の道路改良工事1,557万1,000円の増につきましては、旧西山中学校体育館解体に伴う町道砂子原北ノ沢線の道路改良工事の増額補正をお願いするものでございます。変更増の主なものとしましては、地権者の方や地区の方と現地を調査しましたところ、要望等がありまして、当初の設計に変更が生じることや当初見ていなかった区画線工、また、交通誘導員等の増、さらには、施工箇所が田んぼということで地盤が軟弱である可能性があるということ、その対応分を見越しまして増額の補正をお願いするものでございます。

電算管理費でございます。15万4,000円の増であります。こちらは備品購入費ということで、現在、支所で使っておりますプリンターなんですけれども、不具合があるということで購入をするものでございます。

次に、町民バス管理費27万5,000円の減につきましては、町民バスのラッピングの事業費確定による減でございます。

16ページに移りまして、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で17万6,000円の増であります。こちらは職員手当ということで、マイナンバーカードの時間外申請受付及び交付事務に係る超過勤務手当としまして増額補正をお願いするものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で2万4,000円の減につきましては、国保施設勘定への繰出金でございます。

次に、老人福祉費で154万2,000円の減でございますが、7節の報償費から裏のページの13節使用料及び賃借料まで、新型コロナウイルスの影響によりまして敬老会や高齢者スポーツ大会などの中止による減となっております。17ページの繰出金74万3,000円の増につきましては、介護保険特別会計への繰出金となっております。

次に、障害者福祉費で83万6,000円の増であります。まず、委託料で50万7,000円の増につきましては、相談支援事業委託料の実績見込みの増によるものでございます。次の償還金利息及び割引料で32万9,000円の増につきましては、障害者自立支援医療償還金につきましては実績報告の修正に伴う償還金となっております。重度心身障害者医療費償還金につきましては、対象外の医療費が含まれていたということで、その償還金ということでございます。

次に、民生費、児童福祉費、児童措置費で2,305万3,000円の増であります。こちらのほうは、職員手当等で24万7,000円、需用費5万3,000円、役務費3万9,000円、委託料の218万4,000円のうちの176万円と負担金補助及び交付金の2,050万円につきましては、国の経済対策の1つであります18歳以下の子育て世帯に対して1人当たり10万円を給付する事業に要す

る経費のうちの今回は現金5万円給付分のみ予算計上させていただいたところでございます。委託料218万4,000円のうち42万4,000円につきましては、児童手当法に基づくシステム改修経費となっております。

18ページをお願いいたします。

償還金利子及び割引料3万円の増であります、児童手当に係る分で令和2年度の実績確定に伴う償還金となっております。

母子福祉費で51万8,000円の増であります、ひとり親家庭医療費の実績見込みによる増ということでございます。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で207万6,000円の減につきましては、国保施設勘定への繰出金となっております。

予防費で980万4,000円の増でございますが、1節の報酬から次のページの18節まで、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に要する経費となっております。

次に、環境衛生費で17万1,000円の増であります、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、母子保健費で2万円の減につきましては、コロナウイルスの影響によりまして講師謝礼の減ということでございます。

20ページに移りまして、衛生費、清掃費、塵芥処理費で171万7,000円の減でございますが、ごみ収集車の購入に係る額の確定による減ということでございます。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費で6万3,000円の増であります。報償費につきましては、コロナウイルスの影響によりまして謝礼の減、旅費につきましては10万9,000円の増であります、普通旅費につきましては、農業委員会委員の研修旅費の分で増額をお願いするものです。その下の項目については、今後の見込みにより減額をするものでございます。負担金補助及び交付金で6,000円の減につきましても、コロナの影響による負担金の減ということでございます。

農業振興費で1,047万6,000円の増であります。地域農業担い手経営支援事業補助金につきましては、実績見込みによる減でございます。水稻経営安定化事業補助金につきましては、米価の下落対策としまして1,548万円の増額をお願いするものでございます。農産物価格下落対策支援交付金につきましては事業費確定による減、ライスセンター設備更新事業補助金についても確定による減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

生産力強化総合対策事業補助金につきましても、実績による減となっております。

農地費で53万9,000円の増であります。負担金補助及び交付金で10万6,000円の減であります。県土地改良事業団体連合会負担金で7万5,000円の増につきましては、負担金の決定による増額をお願いするものです。多面的機能支払交付金事業負担金につきましては、対象面積の減によるものでございます。償還金利子及び割引料で64万5,000円の増であります。令和元年度・2年度分の対象面積の減の確定による返還金となっております。

次に、地域農政特別対策事業費で36万1,000円の減であります。旅費で1万7,000円の減につきましてはコロナウイルスの影響による旅費の減、それから、18節負担金補助及び交付金では34万4,000円の減でございますが、特定農山村支援事業補助金につきましてはコロナの影響による農林業まつりの中止等による減、水田農業支援事業補助金10万円の減につきましては、渇水対策に係る補助金の減ということでございます。

中山間地域等直接支払事業費で92万6,000円の増につきましては、集落補助金ということで藤地区に対する補助金の増ということでございます。

次に、農林水産業費、林業費、林業振興費で434万7,000円の減でございます。報償費では1万8,000円の増でございますが、ふくしま森林再生事業に係る現地立会の謝礼分となっております。負担金補助及び交付金で436万5,000円の減につきましては、それぞれ実績見込みによる減ということでございます。

22ページにいきまして、商工費、商工費、観光費で662万8,000円の減でございます。

こちらにつきましては、報酬、職員手当、共済費、報償費、旅費の32万円のうちの14万2,000円と備品購入費につきましては、野老沢和紙伝統継承としまして協力隊の報酬等を年間分見ておりましたが、協力隊の採用が10月1日ということで減額をする内容となっておりますが、なお、報償費と旅費の増につきましては、和紙漉き技術指導と技術を磨くための研修旅費ということで増額をお願いするものでございます。

次に、旅費32万円のうちの17万8,000円、役務費の7万2,000円、委託料のメディア事業業務委託料330万円につきましては、国の補助事業であります地域魅力向上発信支援事業に要する経費となっております。

委託料の歴史的風致支援委託料231万円の減につきましては、事業費確定による減、再エネまちづくり検討支援委託料で660万円の減につきましては、歳入でも申し上げた再生可能エネルギーの地産地消ということで当初、予定しておりましたけれども、事業者の事業撤退などの理由によりまして今年度は事業を見送ることとしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

土木費、土木管理費、防雪サブセンター管理費で1万円の増でございますが、こちらは除雪隊の待機場所であります旧西山教員住宅のし尿汲取り料ということでございます。

次に、土木費、道路橋梁費の道路維持費で50万円の増につきましては、一王町諏訪町線の取付道路の部分でございますが、銀山川の盛土をしたところから下に下りる階段の部分でございますが、県との協議による修繕費の増、それから、2トンダンプの修繕に係る増ということでございます。

道路新設改良費で58万1,000円の増につきましては、職員手当につきましては今後の見込みによる増、補償補填及び賠償金で28万1,000円の増であります。竜蔵庵上村線の電柱及び光ファイバーの移転費用の所要増ということでございます。

次に、土木費の河川費、河川総務費で304万7,000円の増につきましては、竜蔵庵川の浚渫工事におきまして工事費の増による補正をお願いするものでございます。

24ページにいきまして、土木費、住宅費、公営住宅管理費で93万円の増であります。こちらについては、今後の公営住宅の修繕費用を見込んだところ、予算が不足する見込みということで補正をお願いするものでございます。

次に、消防費、消防費、消防施設費で289万9,000円の増であります。こちらは消防団の火災の際に使用する資機材としまして投光器、発電機、トランシーバーを整備するものでございます。

広域消防費については、財源補正となっております。

次に、教育費、教育総務費、事務局費で35万4,000円の増であります。こちらにつきましては中体連選手派遣費補助金ということで、コロナウイルスの影響によりまして密を避けるためにバスの借り上げ台数が増えたことによる増ということでございます。

次のページをお願いいたします。

教育費、小学校費、柳津小学校費で60万円の増であります。こちらにつきましては、9月に補正をしました消防用設備点検によりまして屋内の消火栓が起動しないことが判明したことと煙感知器によりまして連動して防火扉が通常は閉まるようになっておりますけれども、閉まらない状態にあるということで修繕をするものです。

次に、西山小学校管理費で8万3,000円の増につきましては、こちら点検の結果、防火扉の閉まる速度が速く危険であるということで、その調整に係る修繕費用でございます。

次の柳津小学校と西山小学校の教育振興費については、財源補正であります。

次に、教育費の中学校費、会津柳津学園中学校管理費で40万2,000円の増につきましては、柳津小学校と同じく、通常、煙感知器と連動しまして防火扉が閉まるようになっているわけですが、閉まらないということで修繕をするものと消防署の立入検査で感知器を設置するよう指導があったということでその費用に係る分でございます。

中学校費の振興費については、財源補正でございます。

26ページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、社会教育総務費で36万8,000円の増であります。給料と職員手当につきましては、10月1日付の人事異動に伴う給料の減、職員手当の増ということでございます。需用費と役務費につきましては、今年度開催しました成人式の参加人数の確定によりましてそれぞれ減額をするものでございます。

公民館費で38万5,000円の減であります。7節の報償費から裏のページの原材料費まで、公民館事業で県のサポート事業を予定しておりましたが、コロナウイルスの影響により事業が中止や延期となったことによりまして減額の補正をお願いするものでございます。27ページの工事請負費で21万7,000円の増であります。こちらにつきましては、西山公民館、ゆきげ館内の調理場に給湯器を設置する予定でありましたが、天井にエアコン等があるということで設置方法を変更することに増額をお願いするものでございます。

活性化施設管理費については、財源補正であります。

美術館管理費で2万7,000円の増であります。ライセンス使用料ということで美術館のチラシや冊子を作るためのソフトのライセンス使用料ということでございます。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で15万5,000円の減につきましては、全てコロナウイルスの影響によりましてスポーツ推進委員の研修や町民バレーボール大会の中止などによる減となっております。

運動公園管理費で357万9,000円の減につきましては、B&Gプールの改修で当初、管理棟の外壁塗装、ろ過器の交換、トイレの改修を予定しておりましたが、来年度のB&G財団の助成率が今年度より高くなる見込みであるということで、トイレの改修分については今回減額しまして来年度計上するものでございます。

次に、28ページになります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費は、財源補正でございます。

公債費、公債費、利子で29万3,000円の増であります。こちらは借入金の減による利子の減、それから、利率の増による利子の増ということでございます。

予備費で91万8,000円を減額しております。

35ページをお願いいたします。

議案第97号令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条では、歳入歳出それぞれ71万5,000円を減額し、それぞれ4億8,278万3,000円とするものでございます。

40ページをお願いいたします。

歳入になります。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で69万1,000円の減であります。こちらにつきましては、歳出に出てきます特定健康診査等事業費の減額補正に伴います交付金の減でございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で2万4,000円の減につきましては、国保運営協議会費の減額に伴います人件費繰入れの減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、運営協議会費、運営協議会費で2万4,000円の減、全て新型コロナウイルスの影響によりまして国保運営協議会、町の研修が書面開催となったということで減額をするものです。

次に、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で69万1,000円の減につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして講師の依頼回数が減ったことによる減額補正ということでございます。

次に、諸支出金、償還金利子及び還付加算金、償還金で63万1,000円の増でございますが、国民健康保険保険者努力支援交付金の令和2年度の実績確定による返還金となっております。

42ページ、予備費で63万1,000円を減額しております。

47ページをお願いいたします。

国民健康保険の施設勘定になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金207万6,000円の減でございますが、こちらにつきましては、次の7節の県補助金のほうで207万6,000円の増額が見込まれるということで、一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

県支出金、県補助金、診療施設県補助金で207万6,000円の増でございますが、こちらについては、診療所における新型コロナウイルスワクチン接種及び感染拡大防止対策分として県よ

り補助金が交付されるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費については財源補正、内科研究費10万3,000円の減につきましては、全て新型コロナウイルスの影響によりまして全国国保地域学会が中止になったということで減額の補正をするものです。

予備費で10万3,000円の増で調整をしております。

49ページをお願いいたします。

議案第98号令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条で歳入歳出それぞれ319万2,000円を追加し、それぞれ6億282万6,000円とするものでございます。

54ページをお願いいたします。

歳入になります。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で30万3,000円の増であります。現年度分特別徴収保険料で50万2,000円の減、現年度分普通徴収保険料で80万5,000円の増につきましては、今後の収入見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金50万7,000円の増につきましては、介護給付費の増に伴います負担金の増であります。

国庫支出金、国庫補助金の調整交付金で28万1,000円の増、それから、地域支援事業交付金で11万円の増につきましては、介護給付費と地域支援事業費の増に伴う交付金の増となっております。

次のページをお願いいたします。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で70万9,000円の増、それから、地域支援事業交付金で15万4,000円の増につきましては、こちらも介護給付費と地域支援事業費の増に伴います交付金の増となっております。

次に、県支出金、県負担金、介護給付費負担金で31万6,000円の増、それから、その下の県補助金の地域支援事業交付金6万9,000円の増につきましても、介護給付費と地域支援事業費の増に伴う交付金の増となっております。

56ページをお願いいたします。

繰入金、一般会計繰入金であります。介護給付費繰入金31万7,000円の増につきましては

は、介護給付費の増に伴う一般会計からの繰入金の増、その他一般会計繰入金で35万7,000円の増につきましては、歳出のほうに出てきます介護事業所台帳管理システムの導入に伴う一般会計からの繰入金の増であります。

地域支援事業繰入金6万9,000円の増につきましては、地域支援事業費の増に伴う一般会計からの繰入金の増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で35万7,000円の増であります。需用費、備品購入費、全て介護事業所台帳管理システムの導入に伴います導入費用としまして増額の補正をお願いするものでございます。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費、特例居宅介護サービス給付費で228万4,000円の増であります。こちらにつきましては、今後の見込みを立てたときに不足が見込まれるということで今回補正をお願いするものでございます。

次に、保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防住宅改修費で25万6,000円の増あります。手すりの設置や段差の解消など、住宅改修の見込みの増によりまして補正をお願いするものでございます。

58ページに移りまして、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費で54万1,000円の増でございますが、介護予防サービス計画の増に伴う給付費の増となっております。

次に、地域支援事業費のその他諸費、審査支払手数料で1万円の増ありますが、介護予防サービス計画の増に伴う手数料の増ということでございます。

予備費で25万6,000円を減額して調整しております。

59ページをお願いいたします。

議案第99号令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条で歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、それぞれ1億6,758万円とするものでございます。

64ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で17万1,000円の増であります。こちらは一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で17万1,000円の増であります。こちらのほうは、砂子原配水池の周辺の立木によりまして倒木のおそれがあるということで、その伐採費用として補正をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、1点、お伺いしたいと思いますので、お願いします。

実は、今回、補正予算全体を見まして、額確定及びコロナの影響で三角マークが多いといった中で、13ページの一般会計の中で歳入、19款繰入金2項基金繰入金、財政調整基金繰入金ということで1,800万円、繰入れになっているわけでございます。

これは、皆様、当然、ご承知のことかとは思いますが、この財政調整基金というものに対しては、減債基金とともに町の主要な基金として地方財政法の第4条第3、1項、及び第7条第1項の規定に基づいた資金として設置されているわけでございます。これは財政調整、そして、財政需要に対して資金の積立てをして計画的に財政運営を行うために、いわゆる町の貯金と言っていいものではないかなというふうに思っております。

この財政調整基金の使い方というのは、当然、規定されているわけでございます。地方財政法で大きく4点ほど出ております。簡単に申し上げますと、歳入と歳出が大きく、著しく差異が生じた場合、また、災害により生じた経費の財源及び減収、そして、緊急的に必要になった土木工事等に充てると。3つ目は必要やむを得ない理由により生じた経費の財源、4つ目は地方債の償還や財政育成のための財源の取得のために充てることというふうに規定されているわけでございます。

今回、先ほども言いましたけれども、補正の中で財政調整基金のほうから1,800万円というふうに繰り入れられているわけでございます。先ほどの総務課長の説明では、歳入と歳出で歳出のほうを上回っているということで財政調整基金を使ったんだよというような説明でございましてけれども、歳出について、全般的にこういったコロナ、そういった額確定、交付金減少ということもあって、歳出がなぜ急激に大きく今回なったのかというところの要因と

いうところの見解を総務課長にお聞きしたいと思いますので、2点ほどあれば、よろしくお願ひします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

財調につきましては、議員おただしのおりでございます。今回、歳出の主な増額としては、15ページの支所及び出張所費の中の工事請負費の部分と農林水産業費に出てきます20ページの米価下落に対する補助金ということで1,548万円、こちらのほうがかなり大きなウエートを占めているということでございます。

以上であります。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

今、総務課長から説明をいただきましたけれども、当然、工事請負費ということで1,500万、そして、今回、米価下落ということで単費対応ということになるとは思うんですけども、経営安定化ということで、これも約1,500万円ということになっているわけでありまして。

これは、確かに単純に比較ということをしてはいけないというふうに私も思っておりますけれども、今回、専決に出しておりましたけれども、コロナ対策については第3弾応援給付金ということで、国から総額、620万のうち国庫補助金が約453万円、町単費は167万円で措置をされているわけでございます。給付内容につきましては、詳細説明は前段であったとは思いますが、各商店、事業の方々が年商からなり割り出していきますと、今回の10万円と8万円の一律の給付ということに対しては、数パーセントなんですね、実際のところ。金額からしますと。

これに対しまして、今回の米価対策ということで1,500万の中身ということで見ますと、これは減額分に対しては23%の補助ということになっております。これは当然、柳津町の基幹産業であるという捉え方であれば、農業の方を助けるということでこれは当然のことだと私も理解はしております。また、町の財源ということで、これはしかし、限りがあるわけでございます。貯金は使えばなくなってしまうということでもあります。今回、米価対策という

ことで町単費ということばかりでなくて、今後、米価対策についても国・県からの補助金、交付金等々の措置があるのかどうか。また、本当に町単費でこの額を補っていくということが正しい道なのかということ、両方の事業を担当されております地域振興課長に伺いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

1 番議員のご質問にお答えいたします。

確かに補填という意味合いで今回、農業の部分、安定化という形で出させていただきました。確かに数字上で見ますと、観光商工事業所の落ち込みというのはかなり高かったということもありまして、今回、農業の部分で見ますと、昨日もありましたが、昨年の米価の価格が1万1,900円で今年は9,300円という買取り価格ということで、2,600円ほどの差があるんですが、それから比べますと、1 俵当たり600円は確かに減額分の23%に値するというところでございますが、今回の分については、なるべく経営を継続していただきたいという部分のまず支援ということをご理解いただきたいということが1つございます。

また、今回、農業の米価下落に対しましての、今現在ですけれども、国・県の対策としての何らかの交付金というのがまだ何も出てきておりません。県については、来年度、種もみ補助という形での大体1キロ当たり150円という部分で示されておりますが、確かに単費分で今回、1,500万ですけれども、財調の取崩しをしてやっていただいたという部分ではあるんですが、こちらのほうも、町ごとではありますが、第1弾、第2弾、第3弾というふうに、第3弾は事業所のみにはしか使えない部分でございますが、第2弾で若干の余裕が出ていた市町村などはこちらの下落のほうに充てたようだという話は聞いております。そういった中でも、柳津町としましても、今後、また、国・県から来る可能性はないわけではございませんが、そういったものの第2弾、もし残等がまた出ましたら、そちらのほうを充てて財調の取崩しをなるべく少なくしていきたいと。また、コロナ対策として新たなもの、第4弾なんかが来た場合については、それに該当できるような形での要綱の作成はしておりますので、そういった形でなるべく単費のほうは少なくしていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1番

なかなか厳しい状況の中で、基金を崩して何とか皆さんにご納得をいただこうというような思いでされたということで理解はするところでありますけれども、やはり町の補助金というところの考え方、そして、基金を含めて今後、やはり運用していくということ、この財源措置においては、当然、全ての町民に対して公平・公正で理解をいただかなければならないわけであります。今後は、使いやすさや周辺自治体がこうだからというようなことで足並みをそろえるというようなことにこだわらずに、限りある町の財源ということを大切に、安易に切り崩さないように事業に当たってほしいと思います。

最後にしますけれども、この基金運用、今後の考え方について、最後に町長にお話をいただいて私の質問を終わりたいと思いますので、お願いします。

○議長

では、町長。

○町長

議員がおただしのとおり、町の大切なお金であります。ましてや、将来にわたってこれからどういうふうになっていくのかということを考えてときに、やはり人口が減少し、高齢化が進んでいく、さらに、社会保障費等が膨らんでいけば、ますますお金がなくなってくる、国・県からのお金も減ってくるだろうという、そういう状況が予測される中で、まさにこの財調の使い方ということは、議員おただしのとおり、十分に配慮しながらやっていかなければいけないと思っておりますので、庁内においてもそういった考え方をしっかりと持ってやっていきたいと、そんなふうに思っています。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

では、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第96号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第97号「令和3年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第98号「令和3年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第99号「令和3年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議といたします。

再開を11時25分といたします。(午前11時14分)

○議長

では、議事を再開します。(午前11時25分)

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第10、議案第100号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第100号「農業委員会委員の任命について」提案理由を説明いたします。

本案は、農業委員会委員が令和4年3月31日をもって任期満了となることにより提案する  
ものであります。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議します。（午前11時26分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時27分）

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました

- 1、住所 福島県河沼郡柳津町大字郷戸字石神甲24番地  
氏名 田崎 敦（認定農業者）  
生年月日 昭和58年7月7日生まれ
- 2、住所 福島県河沼郡柳津町大字芋小屋字居平504番地  
氏名 杉原 宏一  
生年月日 昭和32年9月6日生まれ
- 3、住所 福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字深田丙867番地  
氏名 佐々木 一  
生年月日 昭和26年11月12日生まれ
- 4、住所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字一王町甲40番地  
氏名 岩佐 亮  
生年月日 昭和30年2月25日生まれ
- 5、住所 福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平267番地

氏 名 金 子 勝 之

生年月日 昭和27年9月27日生まれ

6、住 所 福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字下宮ノ原1997番地

氏 名 小 島 利 則

生年月日 昭和32年11月12日生まれ

7、住 所 福島県河沼郡柳津町大字藤字古市1362番地

氏 名 齋 藤 健 (認定農業者)

生年月日 昭和32年8月13日生まれ

8、住 所 福島県河沼郡柳津町大字大柳字小窪甲1379番地

氏 名 永 井 義 人

生年月日 昭和27年12月2日生まれ

9、住 所 福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字屋敷添甲944番地

氏 名 田 崎 あや子 (中立的な立場)

生年月日 昭和33年12月15日生まれ

以上、候補者9名の任命につき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第8条第5項に基づく認定農業者等の過半数任命要件については、同項のただし書き並びに同法施行規則第2条第1号及び2号の規定により、議会の同意を得れば要件を満たすことができるとされております。候補者9名のうち1番、7番の2名が認定農業者となっており、2番、3番、4番、5番、6番、8番の6名が指導的な立場にある者として議会の同意を求めるものであります。

また、同法第8条第6項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立的な立場の委員の登用要件については、9番の1名が該当しており、要件を満たしております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第100号「農業委員会委員の任命について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第11、報告第9号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第9号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本案は、令和3年2月24日、芋小屋地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第9号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

19ページをご覧ください。

専決第17号損害賠償の額の決定及び和解についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し和解しましたので、下記の内容を報告いたします。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地

氏名 福島県宮下土木事務所

## 2、事故の概要

令和3年2月24日、芋小屋地内において除雪作業中、県道脇の車止めガードパイプを撤去しないまま排雪したことにより、ガードパイプ及び擁壁を破損させたものでございます。

## 3、町の損害賠償 61万7,100円

## 4、和解の内容

町は、相手方に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

令和3年9月28日提出

柳津町長 小林 功

以上、報告させていただきます。

### ○議長

これをもって報告を終わります。



### ○議長

お諮りいたします。

日程第12、議員提出議案第5号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

3番、伊藤 純君。

### ○3番（登壇）

議員提出議案第5号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」趣旨説明いたします。

本案は、町の機構改革に伴い新しくみらい創生課が創設されたことから、第2条第2号中「町民課の所管に関する事項」の次に「みらい創生課の所管に関する事項」を加えるものがあります。柳津町議会委員会条例第2条の一部を改正するものであります。

以上です。

### ○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第5号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、ただいまの説明のとおりでありますので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います、

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第101号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」、追加日程第2、議案第102号「工事請負契約の変更について」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第1、議案第101号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第101号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第101号令和3年度柳津町一般会計補正予算であります。

歳出予算の補正となります。

4ページをお願いいたします。

歳出になります。

民生費、社会福祉費、老人福祉費で350万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、最近の灯油等の価格高騰を踏まえまして、低所得世帯に大きな経済的困難を招くおそれがあることから、町民税非課税世帯の経済的負担軽減を図るため、灯油助成券としまして1世帯当たり1万円分を支給するものでありまして、350世帯を見込んでいるものでございます。

予備費で350万円を減額しまして、トータルゼロとしております。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第101号「令和3年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第2、議案第102号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第102号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、西山支所周辺整備工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第102号工事請負契約の変更について補足してご説明いたします。

令和2年9月16日議決同日契約の西山支所周辺整備工事請負契約の事項中、下記のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

変更すべき事項。1、契約金額 金1億4,795万円。こちらにつきましては、変更前の契約額が1億4,718万円でありますので、77万円の増であります。

変更の主な理由といたしましては、各種工種におきまして増減はありますけれども、主なものとしましては産業廃棄物の増、それから、安全費としまして交通誘導員の人数の増でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第102号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。



◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

全員賛成と認めます。

よって、令和3年第4回柳津町議会定例会並びに第4回赤べこ議会を閉会といたします。

長時間に及ぶご審議、誠にお疲れさまでございました。(午前11時44分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭 一

同 議員 磯 目 泰 彦

同 議員 新井田 順 一

同 議員 伊 藤 純